

行政情報

潮来市事業所感染防止対策 継続給付金のお知らせ

【対象事業所】

市内に所在する法人の事業所又は個人の事業所で、次の全ての要件を備えていること（令和2年度の感染拡大防止給付金と同様）

- ① 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで店舗を構え、経済活動が行われていること
- ② 従業者と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

※基準日：令和3年10月1日

令和2年度給付金受給者（対象となる事業者）には、申請書一式を郵送しています。

【給付額】

1事業所につき5万円

【申請締切】

令和4年1月14日（金）消印有効

【その他】

詳細は、潮来市ホームページをご確認ください。

問 観光工商課 観光工商グループ

☎63-11111 内線242

個人住民税の特別徴収の ご協力をお願いします

特別徴収とは、事業主が毎月の給与を従業員に支払う際に個人住民税を天

引きし、市町村に納める制度です。地方税法上、所得税を源泉徴収している事業主は、アルバイトを含む全ての従業員から個人住民税を特別徴収するよう定められています。

茨城県及び県内全市町村では、納税者間の公平性の確保、納税者の利便性の向上の観点から、特別徴収の実施を徹底する取組みを行っています。事業主及び従業員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

○納期の特例を申請された事業主の方

令和3年度の前期の納期限が12月10日ですので、銀行・郵便局等の金融機関で忘れずに納入をお願いします。

※源泉所得税及び復興特別所得税の納期の特例における納付期限と、個人住民税における納期の特例では、納付期限が異なります。ご注意ください。

問 税務課 税務グループ

☎63-11111 内線1322・134

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間です

誰もが突然、事件や事故等に会う可能性があります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。被害にあわれた方やそのご家族が回復するため、皆さまのご理解とあたたかな支援をお願いします。

問 行方警察署

☎0299-72-0110

茨城県警察 性犯罪被害相談

「勇気の電話」☎#8103又は

☎0120-21-8103

納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も、併せて控除が受けられます。

このため、令和3年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行うときには、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。令和3年10月1日～12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

問 水戸南年金事務所

☎029-227-3251

茨城労働局より

茨城県最低賃金の改正について

茨城県の最低賃金は、令和3年10月1日（金）より、「時間額879円」に改正されました（28円引上げ）。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働く全ての労働者に適用されます。詳細は茨城労働局賃金室、又は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

問 茨城労働局 賃金室

☎029-224-6216

潮来市創業等チャレンジ支援補助金のお知らせ

【対象者】次の全てに該当する方

○市内において、年度内に創業等（創業・事業継承・新事業展開）を行う方、又は創業・継承した日から2年を経過していない方

○ビジネスプラン塾を受講した方

○潮来市商工会の推薦を受けている方

○フランチャイズチェーンではない

【対象業種】

小売業、卸売業、飲食業、製造業、

運送業、建設業、サービス業等

【対象経費】設備費、書類作成費、

調査費、広報費、委託費

【補助額】

補助対象経費の3分の2以内

※補助上限額：30万円

【申請期間】11月15日（月）～令和4年1月31日（月）

【その他】

詳細は、潮来市商工会ホームページ又は潮来市ホームページをご覧ください。

【問】潮来市商工会 ☎94-6789

観光商工課 観光商工グループ

☎63-1111 内線242

図書館コワーキングスペースのお知らせ

仕事場として無料で利用できるコワーキングスペースを貸し出します。

【対象者】市内で創業を目指す方

【会場】潮来市立図書館

【利用条件】市内で創業を目指し、事業計画書等を商工会に提出して承認を受けること。

※事前登録制：6ヶ月ごとに要更新

【部屋数】2部屋

【利用時間】午前9時30分～午後5時
※土曜・祝日・年末年始・図書館の休館日は利用できません。

【設備】

Wi-Fi、プリンター、プロジェクター

【問】潮来市商工会 ☎94-6789

観光商工課 観光商工グループ

☎63-1111 内線242

12月4日～10日は 人権週間です

昭和23年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められています。法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日を「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

人権週間にあたり、人権は自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、互いに相手の立場を尊重し豊かな人間関係をつくりましょう。

【問】水戸地方法務局 人権擁護課

☎029-227-9919

全国一斉「女性の権利 ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性をめぐる様々な人権問題に取り組むことを目的に、全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間を実施し、悩みをもった女性からの相談に応じます。秘密は守られますので安心してご相談ください。

【期 日】

11月12日（金）～18日（木）

平日：午前8時30分～午後7時

土日：午前10時～午後5時

【相談先】

☎0570-070-810

【相談員】

人権擁護委員、法務局職員

【問】水戸地方法務局 人権擁護課

☎029-227-9919

令和4年度 潮来市スポーツ協会 ゴルフ部シニア会 会員募集

【対象】市内在住の満55歳以上の方

【開催予定】全5回

（4・6・8・10・12月）

【費用】入会金 1,000円

年会費 5,000円

入会受付は随時しています。

【問・申】潮来グリーンランド内

潮来シニア会事務局

☎64-6184

仕事と子育て両立応援セミナー ―入門編― 開催のお知らせ

仕事と家庭の両立・子どもの預け先・仕事探しの進め方などの悩みの解決に役立つ情報満載！事前準備を万全にして、お仕事探しの第一歩を、一緒に踏み出してみませんか？

【期 日】

11月26日（金）

午前10時30分～11時30分（参加無料）

【内 容】

事前準備お役立ちセミナー

（オンラインZoom）

【対 象】ハローワーク登録者

【定 員】5人

【申込方法】

チラシの申込書を申込先へ持参、又はお電話でお申込みください。

【申込締切】11月17日（水）

【問・申】ハローワーク常陸鹿嶋

1階 マザーズコーナー

（鹿嶋市宮中19955-1）

☎0299-833-2318